
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 502 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料は、第 503 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 13 日開催）でお示しした審議(2)-6 第 502 回企業会計基準委員会で聞かれた意見と同一のものである。

本資料の目的

1. 本資料は、第 502 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 29 日開催）において、購入又は組成した信用減損金融資産の取扱い、及びステップ 2 を採用する金融機関における開示の検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（購入又は組成した信用減損金融資産の取扱いに関する意見）

2. ステップ 2 を採用する金融機関における購入又は組成した信用減損金融資産に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めは、ステップ 4 の定めを検討した上で改めて検討するとしている実効金利法による償却原価法の採用に関する一部の論点とあわせて検討するという事務局の提案に賛成する。
3. 購入又は組成した信用減損金融資産の取扱いは現行実務において馴染みがないため、償却原価の議論と合わせて慎重に検討する必要があると考える。
4. 今回の事務局資料では具体的に取り扱われていない信用減損金融資産を購入する場合と組成する場合の違い、及び購入した信用減損金融資産に関する日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 105 項の「債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法」の定めとの関係、並びに将来キャッシュ・フローの回収不能額の見積りが事後的に増加するケースの取扱いに関して検討する必要があると考える。
5. 組成した信用減損金融資産については、信用リスクの高い債務者に対して適切な金利で新規融資を実行する場合とコロナ対応など金融円滑化法の要請の下で信用リスクの高い

債務者に対して低い金利で融資を実行する場合などがある。後者は融資件数が多いため実務負担が大きいこと、及び監督上の要請を考慮する必要があることを踏まえ慎重に検討する必要があると考える。

(ステップ2を採用する金融機関における開示の検討に関する意見)

基本的な方針に関する意見

6. 原則主義に基づく IFRS 第9号の予想信用損失モデルにおける企業による判断及びそれによる会計処理の幅、並びに見積りの不確実性の高さに鑑みると、IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）で要求される開示に関する定めをセットで取り入れることが不可欠と考えるため、事務局提案における基本的な検討の方向性に賛成する。
7. ステップ2において国際的な比較可能性を担保するうえで開示は重要であるため、事務局提案における基本的な検討の方向性に賛成する。
8. IFRS 第7号第35H項の金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表などの開示は、財務諸表利用者にとって金融危機のような状況下と平常時における情報を比較することで金融機関の貸付金の質について深度ある分析を行ううえでの洞察を与えるものとする。このため、作成者の実務負担が大きいことは理解するが、ステップ2を採用することが想定される国際的に相応の規模を有する金融機関においては、IFRS 第7号の定めに合わせて開示を取り入れていただきたい。
9. ステップ4及び5では別途詳細な検討が必要であるが、ステップ2では細部にわたって検討を行うのではなく焦点を絞って検討することで良いと考える。
10. 事務局提案の基本的な方針に賛同するものの、日本基準への取り込みを検討する際には財務諸表利用者がどこまでの開示を求めているかを確認しながら議論する必要があると考える。
11. IFRS 第7号では、信用リスクの開示をどの程度詳細に行うかは、ある程度企業の実務や判断に基づき決定されるものと理解している。このため、日本基準に取り込む際には、開示のレベルは企業ごとに異なり得ることを踏まえ、実務に過剰な負担が生じないように留意する必要があると考える。

個別に検討が必要な開示項目に関する意見

12. IFRS 第 7 号第 35H 項の金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表、及び IFRS 第 7 号第 35M 項の金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示は重要であるため、メリットとデメリットを比較したうえで日本基準に取り入れるかどうか検討する必要があると考える。
13. IFRS 第 7 号第 35C 項における財務諸表外の開示を参照する規定については、日本の会計基準や開示制度との関係を整理することが難しいため、実例を踏まえて検討する必要があると考える。
14. 条件変更の開示など IFRS 第 9 号の会計処理を取り入れないとした項目については IFRS 第 7 号の開示を取り入れないという基本的な方向性に異論はない。その際、一対一で対応しないが、間接的に影響するものがないかに留意して検討する必要があると考える。
15. 予想存続期間が 1 年未満の場合に見積期間を 1 年とすることを認めるオプションなど、日本基準で例外的な取扱いを定めた場合にどのような開示を行うかについて、例外的な取扱いを採用している旨を過度に強調すると国際的に誤解を招く可能性があるため、慎重に検討する必要があると考える。
16. ステップ 2 とステップ 4 に関してどのような形で基準に織り込むかに依存すると考えられるが、今後、ステップ 2 とステップ 4 のいずれを採用するかに関して、会計方針としてどのように開示するか検討する必要がある。
17. 個別の開示項目の検討に当たっては、先行する海外の動向を確認することで効率的な検討が行えるというメリットを活かし、先行する海外の金融機関における適用状況や IASB における金融資産の減損に関する適用後レビューの結果を確認し、識別された課題や基準変更が行われた場合には、日本基準への取込みを検討していただきたい。

以 上